

西千代ヶ丘太陽っ子クラブ会則

令和7年1月11日 改訂

【名称】

第1条

本会は、西千代ヶ丘太陽っ子クラブと称する。本会則は、西千代ヶ丘自治会会則第14条に基づき定めるものとする。

【目的】

第2条

西千代ヶ丘太陽っ子クラブは、幼児・児童の親睦と交流を図り、明るく楽しい活動を通じて、すべての会員の幼児・児童の健全な成長を図ることを目的とする。

【組織】

第3条

西千代ヶ丘自治会会員家庭の3歳から12歳の幼児および児童をもって組織することを原則とする。ただし、希望があれば、2歳以下の幼児の参加も認めるものとする。

【役員】

第4条

この会の円滑な運営を図るため次の役員をおく。

- ① リーダー 1名
- ② サブリーダー 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 書記 1名

【役員を選出】

第5条

次年度の役員選出は、役員会で推薦し、自治会総会において決定する。

【役員任期】

第6条

役員任期は、次のとおりとする。

原則として、当該家庭の幼児および児童の人数に応じて、任期を決めることとする。

例) 幼児および児童の数が1名の場合は、役員を通算1期担当する。

例) 幼児および児童の数が2名の場合は、役員を通算2期担当する。

例) 幼児および児童の数が3名の場合は、役員を通算3期担当する。

役員が任期途中で退任したときは、後任については太陽っ子クラブ役員会議においてこれを定める。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

【会議】

第7条

この会の運営のため、次の会議をリーダーが招集し行う。

月例役員会 ・臨時役員会 ・その他の会

会議にて活動の立案・計画を審議し、自治会役員会へ提案する。議長は、リーダーが行うこととする。

但し、サブリーダーが代行することもできる。議決は会議参加者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。

【活動】

第8条

この会の目的達成のために次の自治会事業を行う。

- ① 会員幼児・児童の楽しめる親睦、交流行事の活動
- ② 会員幼児・児童の健全な成長を図るための行事の活動
- ③ 研修教養の活動
- ④ 地域社会に奉仕する活動
- ⑤ 自治会が実施する事業への協力参画
- ⑥ その他必要と認められること

【運営費】

第9条

この会を運営する経費は自治会予算として計上し、廃品回収の収益金の収入をもって充てる。

【会 計】

第10条 この会の会計は、会計担当が管理するものとする。

【情報発信】

第11条 この会の目的達成のため、会独自の広報活動などと併せ、自治会のホームページ機能なども活用し、活動の情報発信に努める。

【会則の改訂】

第12条 この会則の改訂は、太陽っ子クラブ役員会において立案し、自治会役員会の承認を経て改訂するものとする。

【補足、その他】

第13条 本会則に定めがない事項については、リーダーが会議に諮りこれを決定する。

【附 則】

この会則は、昭和58年7月24日から施行する。

この会則は、令和7年1月11日から施行する。